

# 赤川建設興業株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年12月1日～令和6年11月30日までの4年間

2. 内容

## <次世代育成対策推進法>

目標1 1人当たりの年次有給休暇取得日数を平均年間7日以上とする。

### <対策>

- 令和2年12月～ 有給休暇の取得状況を把握
- 令和3年 4月～ 大型連休等における計画的取得を推進
- 令和3年10月～ 有給休暇の取得状況を取りまとめ、計画的取得に対する指導を実施

目標2 インターンシップや就業体験等を受け入れる

### <対策>

- 令和3年 4月～ 受入れ体制の検討
- 令和3年 7月～ 関係機関及び学校と受け入れ調整
- 令和3年 9月～ インターンシップの受け入れ  
以後毎年上記を反復実施

## <女性活躍推進法>

目標3 採用における女性の応募者数を1人以上とする。

### <対策>

- 令和2年12月～ 女性の採用割合を増やす方針や目標の設定
- 令和3年 2月～ 女性の応募者数を増やすため、学生向けパンフレットとホームページの内容の見直し
- 令和3年 3月～ 求職者に対する積極的な広報